

事務連絡
令和6年3月29日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 境 政 人

マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A (第6版)について

このことについて環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添のとおり通知がありました。

今般、自治体から問い合わせが多く寄せられている事項について、別添「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A(第6版)」のとおり通知され、会員への周知を求められたものです。下記の2点が新設の設問となっています。
つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

記

- 1-⑫ ペットショップが譲渡し時に登録証明書を渡さずに、マイクロチップ番号と暗証記号が記載された文書を渡すことを以て登録証明書を渡したと解釈することは可能ですか。(新設)
- 1-⑬ 登録を紙申請する場合、申請から登録証明書が手元に届くまで、ある程度日数を要しますが、この期間に犬又は猫を販売・譲渡し、後日購入者に登録証明書を送付することは可能ですか。(新設)

以上

本件のお問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会
事業担当：中村
TEL:03-3475-1601
E-mail:nakamura@nichiju.or.jp



事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 28 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップ装着等の義務化に係る自治体向け Q & A（第 6 版）について

平素より動物愛護管理行政の推進につき、御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、都道府県及び政令指定都市宛てに別添のとおり通知したので、お知らせします。貴会におかれては、地方獣医師会を始めとする関係団体等へ周知のほど、お願いします。

【連絡先】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3581-3351、FAX : 03-3508-9278

担当 上田、佐藤（暢）

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 28 日

各〔都道府県〕
〔政令指定都市〕 動物愛護管理主管課（室） 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップ装着等の義務化に係る自治体向けQ&A（第6版）について

平素より動物愛護管理行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A（第6版）」（別添）を作成しましたので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。都道府県におかれましては、管内市町村（中核市及び特別区を含む。）の関係部局に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

【連絡先】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351、FAX：03-3508-9278

担当 上田、佐藤（暢）

マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ & A
(狂犬病予防法の特例に係るものを除く)

令和3年12月1日	第1版
令和4年1月19日	第2版
令和4年5月30日	第3版
令和4年7月12日	第4版
令和4年9月27日	第5版
令和6年3月28日	第6版

目次

1 犬猫等販売業者への対応について

- 1-① 管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後90日以内に販売する場合に、生後90日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売させることはできますか。
- 1-② 管内のブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している販売用の犬又は猫でマイクロチップ未装着の個体についても、法施行日以降に販売する際には、販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着させなければならないのですか。
- 1-③ ブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。
- 1-④ 犬猫等販売業者が取得した繁殖の用に供することをやめた犬又は猫については、マイクロチップ装着義務の対象外として考えてよいですか。
- 1-⑤ 法施行規則第21条の4第3項第2号に基づき、獣医師の診断の下、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとしてマイクロチップを装着しなかった場合、当該犬又は猫にマイクロチップを装着するまで販売することはできませんか。
- 1-⑥ 同じ犬猫等販売業者の店舗間で犬又は猫が移動する場合に、その都度、変更登録を受ける必要があるのでしょうか。
- 1-⑦ 犬猫等販売業者以外の者が所有する犬又は猫が子犬子猫を生み、その子犬子猫を販売するために犬猫等販売業者になった場合に、マイクロチップの装着義務は生じますか。
- 1-⑧ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者かつ第二種動物取扱業者の場合、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、どちらで申請すればよいでしょうか。

(例：譲渡猫カフェ 第1種：展示 第2種：譲渡し)

んでした。この場合、当該犬又は猫を新しい飼い主に譲渡するときにどのように対応すればよいですか。

- 3－⑥ 動物愛護管理センターや保健所で犬又は猫を引き取る際にマイクロチップ登録証明書を提出させる必要はありますか。
- 3－⑦ 引き取った犬又は猫からマイクロチップの識別番号を読み取った場合、環境省のデータベースと民間登録団体のデータベースを検索する必要が生じるのでしょうか。
- 3－⑧ 動物愛護管理センター業務を業者に委託している場合、委託先がシステムを利用するためには、どのような手続が必要ですか。
- 3－⑨ 動物愛護管理センターで引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して、新しい飼い主に譲渡する必要がありますか。

4 条文の解釈について

- 4－① 法では、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。
- 4－② ペットショップから犬又は猫を購入した後、所有者が変更登録の申請を忘れてしまった場合、罰則はありますか。
- 4－③ 犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着をしなかった場合に罰則はありますか。
- 4－④ 令和4年6月1日の法施行日前に民間登録団体が実施しているマイクロチップ登録制度に登録された犬又は猫の所有者は、本制度に登録する必要はないのですか。
- 4－⑤ 法施行規則第21条の5第4項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」とは、具体的にどのようなものになりますか。
- 4－⑥ マイクロチップ装着証明書や登録申請事項である「犬又は猫の特徴となるべき事項」とは、どのような情報になりますか。

1 犬猫等販売業者への対応について

1-① 管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後 90 日以内に販売する場合に、生後 90 日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売させることはできますか。

(答)

- 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 39 条の 2 第 1 項に規定されているとおり、生後 90 日以内に販売する場合においても、ブリーダーやペットショップに対して販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着させなければなりません。

例：57 日齢で販売（譲渡し）をする場合には、57 日齢までにマイクロチップを装着させる。

1-② 管内のブリーダーやペットショップが令和 4 年 6 月 1 日の法施行日に現に所有している販売用の犬又は猫でマイクロチップ未装着の個体についても、法施行日以降に販売する際には、販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着させなければならないのですか。

(答)

- 法施行日以降に、ブリーダーからペットショップに当該犬又は猫が販売される場合は、当該犬又は猫を購入したペットショップがマイクロチップを装着する義務を負います。
- 法施行日以降に、ペットショップから一般の方に当該犬又は猫が販売される場合は、当該犬又は猫を購入した一般の方がマイクロチップを装着する努力義務を負います。

1-③ ブリーダーやペットショップが令和 4 年 6 月 1 日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

(答)

- 法第 39 条の 2 第 1 項は、法施行日以後に犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着を義務付ける規定です。
- 法第 39 条の 2 第 1 項の対象ではありませんが、法施行日前から犬猫等販売業者が所有している犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）に対してもマイクロチップの装着に努めるよう「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」の附則第 4 条に規定しました。
- 管内の犬猫等販売業者から問合せがあった際には、法施行日前から所有している犬

1－⑥ 同じ犬猫等販売業者の店舗間で犬又は猫が移動する場合に、その都度、変更登録を受ける必要があるのでしょうか。

(答)

- 登録されている犬又は猫の所有者に変更がない場合には、変更登録を申請する必要はありません。つまり、通常では、各店舗はそれぞれ別の動物取扱業者として登録されていますが、別々の登録であっても店舗間の移動が所有者の変更を伴うものでなければ、「変更登録」を受ける必要はありません。店舗間の移動が所有者の変更を伴う場合は、「変更登録」を受ける必要があります。
- なお、犬又は猫の「所在地」が変わる場合には、登録事項の変更の届出が必要となります。この場合は、「所有者」が変わる際に行う変更登録とは異なり、手数料は発生しません。

1－⑦ 犬猫等販売業者以外の者が所有する犬又は猫が子犬子猫を生み、その子犬子猫を販売するために犬猫等販売業者になった場合に、マイクロチップの装着義務は生じますか。

(答)

- 第1種動物取扱業（犬猫等販売業）の登録日を犬又は猫の取得日としてマイクロチップの装着義務が生じると考えられます。その場合、所有している繁殖用及び販売用の犬又は猫が対象になります。

1－⑧ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者かつ第二種動物取扱業者の場合、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、どちらで申請すればよいでしょうか。

(例：譲渡猫カフェ 第1種：展示 第2種：譲渡し)

(答)

- 取得した犬又は猫を扱っている業種を選択する必要があります。
- 取得した犬又は猫を2業種で扱っている場合には、第1種動物取扱業が犬猫等販売業であれば、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、第1種動物取扱業で申請するように案内をしてください。犬猫等販売業以外であれば、任意の申請事項で構いません。

1－⑬ 登録を紙申請する場合、申請から登録証明書が手元に届くまで、ある程度日数を要しますが、この期間に犬又は猫を販売・譲渡し、後日購入者に登録証明書を送付することは可能ですか。(新設)

(答)

○ できません。

○ 登録を受けた犬又は猫の譲渡は、必ず当該犬又は猫に係る登録証明書とともに行わなければなりません。

2－④ 同居している家族間で所有者に変更が生じた場合であっても、変更登録の申請が必要になるのでしょうか。例えば、同居している親から子供に所有者を変更した場合が該当します。

(答)

- 所有者を変更する場合には変更登録の申請が必要です。その場合、手数料を納付することになります。

3-⑤ 動物愛護管理センターや保健所で引取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されており、情報登録もされていますが、所有者を特定することができませんでした。この場合、当該犬又は猫を新しい飼い主に譲渡するときどのように対応すればよいですか。

(答)

- 引取りした犬又は猫の登録情報について、システムから「無主物処理」を行い、その後「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知」をダウンロードします。
- 譲渡会場等で新しい飼い主に譲渡に関する説明をするときに、「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知(別紙1)」に記載がある「マイクロチップの識別番号」と「暗証記号」を伝え、その場で変更登録の手続きをしていただきます。
- 動物愛護管理センターや保健所の職員が、新しい飼い主に代わって変更登録の手続きをして、手続き後に飼い主から現金で登録手数料を徴収する方法も可能です。その場合、「支払い方法の選択」画面で「○後払い」にチェックを入れて、手続きを進めてください。徴収した手数料の指定登録機関への納付については、月1回の請求書払いで御対応いただくことになります。

3-⑥ 動物愛護管理センターや保健所で犬又は猫を引き取る際にマイクロチップ登録証明書を提出させる必要はありますか。

(答)

- 設問3-⑤のとおり、システムから「無主物処理」をすることで、新たな暗証記号等が記載された「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知」を出力できるため、必ずしも提出させる必要はありません。
- ただし、新しい所有者が変更登録を受けた場合に、その旨がメールで届くことについて、引取りを求めた所有者から同意が得られれば、登録証明書を受け取っていただいて構いません。その場合には、新しい所有者には当該登録証明書とともに犬又は猫を譲渡し、変更登録の申請をするように促してください。新しい所有者が変更登録を受けないと、譲り渡した犬又は猫が迷子になったときに、前の所有者に連絡が行くことになります。

4 条文の解釈について

4-① 法では、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

(答)

- 法第 39 条の 4 に規定されている「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるか否かの判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましいと考えられます。
- 例えば、マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されます。

4-② ペットショップから犬又は猫を購入した後、所有者が変更登録の申請を忘れてしまった場合、罰則はありますか。

(答)

- 罰則はありませんが、変更登録の申請は義務となっています。

4-③ 犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着をしなかった場合に罰則はありますか。

(答)

- 法第 21 条第 1 項に基づく「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(以下「基準省令」という。)において、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着及び情報登録を、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準として新設しました(基準省令の改正)。
- これにより、当該改正の施行後は、犬猫等販売業者がマイクロチップの装着及び情報登録をしなかった場合には、基準省令違反として、勧告、命令、取消処分の対象となり、これらに関連する罰則の対象となります。
- なお、犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合であっても環境省への報告は必要ありませんが、マイクロチップ装着に関する基準省令を遵守するよう、行政指導等の対応をお願いします。

4-⑦ 法施行規則第21条の10第3項の「登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。

(答)

- 動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されているにもかかわらず、環境省のデータベースに登録されている情報から所有者を特定できない場合や所在不明で連絡がとれない場合等を想定しています。

4-⑧ やむを得ない事由により装着されたマイクロチップを取り外した後に、再度マイクロチップを装着する場合に、登録手数料を納付する必要がありますか。

(答)

- 登録手数料を再度、納付する必要があります。

4-⑨ 犬又は猫の繁殖から販売に至る過程で、競りあっせん業者を介することがあると考えられます。この場合、競りあっせん業者は変更登録を受ける義務は生じないということでしょうか。

(答)

- ブリーダーから競りあっせん業者（オークション業者）に対して、犬又は猫の所有権の移転はないと考えられます。よって、ブリーダーによるオークションへの出品に際して、競りあっせん業者に変更登録を受ける義務は生じません。

4-⑩ 米軍人にもマイクロチップ装着義務や登録義務に係る法の規定が適用されるのですか。

(答)

- 公務執行中でない米軍人等、また、それら家族は、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除き、日本の法令が適用されます。
- つまり、法を除外する日米地位協定上の規定等はないため、米軍人等が国内のペットショップから犬又は猫を購入した場合には、変更登録を受ける義務が生じます。
- なお、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合したマイクロチップが装着された犬又は猫とともに入国した場合には、本制度のデータベースに登録することができます。
- また、入国後にマイクロチップが装着されていない犬又は猫を譲り受けた場合には、マイクロチップの装着に努めることとなります。

※参考：外務省・日米地位協定QA

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa03.html>

5－⑤ 本制度に関する普及啓発資料（ポスターやチラシ）を配布する予定はありますか。

（答）

- 指定登録機関が要望に応じて配布できるよう調整します。追加の配布が必要な場合には、指定登録機関にお問合せください。
- 普及啓発資料のデータについては、環境省及び指定登録機関のホームページに公開しています。

5－⑥ 民間登録団体が実施している登録事業では、犬猫等販売業者が犬又は猫の販売時に飼い主に代わって登録申請の手続をしていました。環境省の登録制度でも同様の運用ができないのでしょうか。

（答）

- 報酬を受け取って、代わりに官公署への登録の申請や変更登録の申請を行うと行政書士法に違反することとなり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。
- 法律上、所有者に登録の申請等をする義務が課せられているため、所有者自身が手続をしなければなりません。
- また、運用上、自分事として手続いただくことで、住所変更や連絡先の変更等が生じた場合であっても、忘れずに登録事項の変更の届出を行うことにつながると考えています。

5－⑦ 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にログインして閲覧できる個人情報について、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等に利用してもよいでしょうか。

（答）

- 「逸走情報の検索」については、引取りを受けた犬又は猫を返還するために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索」については、狂犬病予防法に基づく登録等の事務に必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 「飼養管理基準超過情報の検索」については、基準省令の違反に関して勧告等をするために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 上記以外の目的で登録システムから個人情報の閲覧はできません。

マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項本文又は同条第 3 項の規定に基づき都道府県等が引取りを行った犬又は猫について、当該犬又は猫の新たな所有者が以下に記載されたマイクロチップの識別番号及び暗証記号を用いて、速やかに変更登録をするための通知になります。

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
02. 暗証記号	
03. 犬又は猫の別	☒ 犬 ☐ 猫
04. 犬又は猫の品種	
05. 犬又は猫の毛色	
06. 犬又は猫の生年月日	年 月 日
07. 犬又は猫の性別	☐ 雄(オス) ☒ 雌(メス)

登録内容の更新は、こちらより行ってください。



<https://reg.mc.env.go.jp/>



犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
TEL:03-6384-5320
Email:info@mc.env.go.jp